

令和3年4月に制度拡充しました。

肝炎ウイルスによる

# 肝がん・重度肝硬変の 入院医療及び通院医療費 への助成が受けられます

対象者

以下のすべての条件を満たしている方

- 肝がん・重度肝硬変と診断され入院治療若しくは通院治療(※1)を受けている
- 世帯年収が概ね370万円以下
- 肝がん・重度肝硬変の治療の研究に協力していただける

※1 B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がんまたは重度肝硬変の治療のために、県が指定する医療機関(指定医療機関)に入院若しくは通院している場合が対象です。

## 利用の流れ

### ①入院や通院の状況を記録します

肝がん・重度肝硬変と診断されたら、指定医療機関で医療記録票を受け取って下さい

肝がん・重度肝硬変で入院や通院する度に、指定医療機関で医療記録票に記録をしてもらって下さい

### ②助成を受ける手続きをします

指定医療機関の医師に臨床調査個人票(診断書)を記載してもらった上で、同意書に署名して下さい

臨床調査個人票や同意書、医療記録票(※2)などを添えて保健所に申請して、参加者証を受け取って下さい

- 1か月間の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の対象となる医療費が高額療養費の限度額を超えた対象月数が助成月を含み過去12か月以内に3回以上ある場合に助成します。

対象医療について、高額療養費の限度額を超えた入院又は通院に係る3月目以降の患者の自己負担額が1万円となるよう、公費助成します。

肝炎情報センターの「肝炎医療ナビゲーションシステム」(肝ナビ)

から、全国の指定医療機関を検索できます。



詳しくは以下の担当までお問い合わせください

岩手県：保健福祉部医療政策室感染症担当  
電話：019-629-5417

